

令和2年 第3回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年3月10日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年3月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
 - 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事録署名委員
5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
 - 7 会議に附した事件
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第16号 農用地利用配分計画案に関する意見について
議案第17号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)農地届出復元農地台帳登載について

その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
頭 末
- 議 長 会長議長となり、議事録署名委員に5番廣田尚夫委員・6番石坂哲次委員を
指名し議事に入る。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

まず、議案第12号農地法3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、1ページをご覧ください。

議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件7件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明がありました。

まず最初に、下津のほうから、〇〇さんの件ですが、この件につきましては、下津ですから、3番の内海博光委員より申し上げます。

3番委員

3番、〇担当の内海です。

今回の交渉につきまして、3月6日に〇〇さん立会いのもとに現地を見ました。そして、譲渡人のいろいろな状況等をお聞きしましたら、何とかそれを、6人ですか、持っていますものを、土地を分けてはして仕方ないので、保管してここで整理をしたいということを受けて農業をやられているということで、十分に立派な経営をしておりますので、その土地が引き受けて、十分な農業経営のたしになっているんじゃないかと。

場所は、ちょうど〇〇と新幹線の線路の間というようなですね。

今までも、借受けして作っているということで、こうしたことで自分のものになることによって、また充実した経営ができるのではないかとこのように思っております。

なお、周辺の農地に関しては、いろいろな問題は生じないと思います。

1、2、3、4については適当だと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、この件に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

特になければ、許可することに決定したいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、譲渡人が〇〇の方で、〇〇さんから〇〇さんに売買の件、これにつきましては高橋公利委員。

4番委員

4番、〇担当の高橋公利です。

3月2日に現地調査を行いました。調査結果について報告させていただきます。

場所は、〇〇の南側300mです。以前からも耕作していましたが、先ほど内海委員のほうから話があったとおり、地権者が死亡しまして、その相続人から売買の話がありまして、そのまま譲り受けるという形になったということです。

〇〇さんについては、もう耕作意志、面積、それから周辺農地に支障は全くなく、この件については特別な懸案事項もありません。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいまご報告をいただいた件でございますが、質問、ご意見等ありましたらお願いします。

既に耕作をされていてという形でございますので、特に問題はないかと思われれます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、許可をすることに決定をさせていただきます。

続きまして、3番も同じく。

4番委員

同じく、高橋公利です。

同じように、既に借りていまして、そこがやはり、死去に伴い、買ってくれということになりまして、〇〇さんと同じような関係で買わせていただくということになったということだそうです。

大きなコンニャク農家をやっています、耕作の意志、面積、それから周辺、全く問題はないと思われれます。

審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、質問、意見等ございましたらお願いします。

なければ、申請のとおり許可をしたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

ありがとうございました

続きまして、4番も、同じ物件ですので、高橋委員のほうからにお願いします。

4番委員

同じく高橋です。

3月2日に現地調査を行いました。場所は、〇の信号から北西に300mほどです。

やはり同じように、既に耕作していたところを、亡くなったということで、相続人から買っていただけないかというような話があったということだそうです。

譲受人は、大規模な農業、コンニャク農家をやっております、意志、面積、支障等全くないと思われれます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。

質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可をしたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

じゃ、そのように決定させていただきます。

続きまして、5番、〇〇の〇〇さんからの件ですが、これも〇ですので、高橋委員のほうから続けてご報告をお願いします。

4番委員

同じく高橋です。

場所は、〇公民館から南に300mのところ。〇というところで、リンゴ農家がかかり多いところになっております。

3月3日に現地調査を行いました。譲受人が〇〇となっておりますが、その息子さんが、その隣の住居を購入なさいますして、住んでいたのは〇なんです。普通の借家から一戸建てが欲しいということで買われまして、その附属として農地もついているというふうなことです。

お父さんが農業もやっていますので、作付け等はしますが、日頃の管理については息子さん夫婦がやるというような、そういう形になっております。

近くの方がリンゴを植えていたんですが、今現在は伐根しまして、間もなく譲渡ですか、そういう状態になっております。

周りが全部リンゴ畑なので、月に2回は消毒がかかりますよという話を本人にしたんですが、特に問題はないというようなことで、住民とのトラブル等もないと思えます。

面積、支障等はないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今、ご報告いただいたとおりでございますが、何か質問、意見等がございましたらお願いしたいと思います。

(「なし」の声)

何かちょっと閉塞的な感じがするんですけども、特になければ、申請のとおり許可をいたしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定をさせていただきます。

次の〇も、高橋委員のほうから補足説明をお願いいたします。

4番委員

お世話になります。

場所は、〇の〇〇というところがあるんですが、最近では〇〇という蕎麦屋ができて、そのすぐ上です。

もとは〇〇さんという方だったんですが、〇〇さんです。やはり、先ほど、相続でお孫さんでしょうかが受けたんですが、もうほとんど荒地状態になっていまして、何とか耕作してくれる人を探していたというようなことで、ちょうどその〇〇さんの周り、ちょっと傾斜地なんです。真ん中が住居で、その周りが全部です。そこを、かなり手つかずになって、結構獣が多かったらしいんですが、そこを、やはり地域のことなどでってことで、購入していただいて、

少し整地をするというようなことで、結構普通に獣がいっぱい出ていたらしいですが、3月3日に行った時には、2日に行った時にはすごくきれいになっておりまして、やはり地域の環境美化というんですか、そういう目的も含めて購入されたような形でした。

面積やその他いろいろ、支障はないと思われまして、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、この件に対しまして質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

なければ、申請のとおり許可をしたいと思えます。よろしゅうございますか。
(「はい」の声)

じゃ、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、これも上津で申し訳ありません、たびたびですけれども、高橋委員のほうからお願いいたします。

4番委員

高橋です。引き続き。

先ほどの〇〇さんの、またちょっと上です。この上のあたり一帯なんですけど、〇〇さんと違うのは、もともとは桑園だったんですが、桑園が巨大化して、ほとんど林野化しているような状態が竹林になっていました。

ところが、近くの方が、その竹林が田んぼにかかるということで、リフレッシュというんでしょうか、そこ一帯を全部伐根じゃなくて、切ってきれいにするという、そういうようなことになりまして、本来は本当に、今こんなふうになっています。本来はもう農業できない状態だったんですが、かなり傾斜地で、農業にはちょっと不向きな場所なんですけど、とりあえず林は取り除かれたという、そういう状態になっております。すごいチップのクッションになってまして、すごい量の竹と桑園がチップになっていました。

やはり、前の先ほどの〇〇さんと同じように、やはりほかの方が買われたんでは、またやはり荒れてしまうんじゃないかというようなことで、地域の方が何とかということで、〇〇さんが取った残りについて、私が面倒見るというようなことで、土地を取得されたようです。

果樹をやっていますので、かなり傾斜地ですが、果樹等を植えてやるというような形だと思われまして。

面積や周辺の支障はないと思えます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりで、大分荒れていたところだったのが、農地に復元できるというような内容でございます。

ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

なければ、申請のとおり許可をしたいと思えます。よろしゅうございますか。
(「はい」の声)

じゃ、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案の第13号第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件2件です。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局より報告をいただきました。
まず最初に、1番の〇の〇〇さんの件につきまして調査をお願いしておりま
す、1番の審査委員より調査結果の報告をお願いいたします。

1番委員 1番、審査です。
第5条他と関連しているけどいいか。
ちょっと図面が、それを見ていただくと、ちょっとお分かりのように、上の
ほうに、これ、場所的には〇〇の北側といいますか、後ろ側のほうです、場所
的には。その後ろ側なんです。
本来、そこに入る道路というのは、今、上側のところに、3尺から4尺ぐら
いの細い道路があったんですが、手前に1軒家ができて、そこの方が家を
建てるために、少し自分で車を置けるために、自分の土地を削って、それで家
の前の南側のほうに造ったんですが、結局そこにきて、何か車を置いたり、何
か入れようとする、その道では1mか、あれで、使わせてもらわなくちゃな
らぬということ、こちらの前のほうから入りたいという意向があって、今
回のこの申請が出てまいりました。
入り口が非常に狭かったので、ここの道路をあけて、中の土地を有効利用し
ようということでの申請だと思っております。そのように解釈しております。
以上です。

議長 ただいま説明をいただきましたが、この案件に関しまして質問、意見等あり
ましたら、お願いいたします。
特に何か、出入り口の拡幅のための転用申請という形でございます。特にな
ければ、許可することで差し支えございませんか。
（「異議なし」の声）
じゃ、許可することに決定いたします。
続きまして、2番、〇、〇〇さんの案件ですが、これにつきましては12番
の本多偉男委員より調査結果の報告をお願いいたします。

12番委員 すみません、12番の〇担当の本多ですけれども、よろしくお願いいたしま
す。
この件なんですけれども、3月5日の日に現地を調査してまいりました。本
人立会いのもとに見せていただきましたので、それについて報告させていただきます。
転用目的なんですけれども、申請者の計画等を確認して、本人の意思も確實

であると、確実に確認できましたので、位置について特に問題はないものと思われま

それから、2番目の申請面積の関係なんですけれども、2,300平米の中の125平米というふうなことです

それから、周辺農地への影響なんですけれども、すぐ前が〇〇線ですかね、県道で

それから、周辺農地等につきましても、県道を挟んでいるというふうなことで、

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、サクランボ園農地として

この件に関しまして、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

なければ、申請のとおり許可をさせていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

じゃ、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第14号農地法5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、1番につきまして、1番の〇担当の榎淵委員より調査結果の報告をお願いいたします。

1番委員

1番、榎淵武重です。

先ほどの道路敷との関係なんです、結局、〇地区は下の方、さんが地主さんで、

そのところを、結局は交換、同等の交換で、同面積の交換で、そこにカーポートというんですか、

なお、そちらは5条申請でという、これです。これを、そちらの今、〇〇さ

んのほうに出していただくという格好です。その入り口を、〇〇さんが道をあける分をあげるといふ申請でございます。

よかったですか。

(「カーポート動かすということですか」の声)

これ、入り口が、結局、〇〇さんが持っている土地だから、道をあけるにはここあけてもらう、そうすると、駐車場の用地の分だけは欲しいから、そちらの〇〇さんのほうに。

(「カーポートもね、建て直す」の声)

そうです。そういうことです。

よろしいでしょうか。

議 長

ただいまご説明をいただきました。

先ほどの案件と関連があるような案件でございます。質問、ご意見ございますか。

なければ、申請のとおり許可をすることに決定をしたいと思います、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

じゃ、そのように決定させていただきます。

続きまして、2番、〇の〇〇さんの案件ですが、これにつきまして調査をお願いしました12番の本多委員よりご報告をお願いいたします。

12番委員

すみません、12番の本多ですけれども、よろしくお願ひいたします。

本来であれば、森下会長さんにご報告を願うものでございますけれども、代わって確認させていただきましたので、ご報告させていただきます。

3月7日に、〇〇さんからいろいろ話を伺いました。当初、〇〇さん、〇のほうに住んでいたというようなことで、〇〇さんは実の弟さんのようでございます。その土地に建物を建てるといふようなことで、平成17年に建物を建築したと。18年に〇から移住したといふようなようでございます。

今回の関係なんですけれども、資産の調査を始めたところ、建物の登記はしていなかったといふようなことで、はかってみたら、その農用地にかかってしまっていたといふようなことのごようでございます。

10年前といふようなことで、本人もこちらに住んでいなかったといふようなこともあって、実を言うと、そこ全部除外したといふような思い込みが、ちょっとあったようでございます。それで、その申請していなかったところに家がかかってしまったといふようなことで、ちょっと詳しい、その詳しい事情は、本人も分からない部分があったようですけれども、既に家がそこに建てしまったと。それから、始末書も添付していただいているといふようなことで、寛大なご判断をお願いできればと思います。

以上、家を建ててしまったことに対しては、本人大変反省しているといふようなことが見受けられましたので、よろしくご協議をお願いできればというように思います。

よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告の件なんです、錯誤によって区域外までまたがって住宅を

建築したというような案件でございます。始末書を添付されております。

そういった観点から、皆さんからご質問、ご意見を受けたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

特になければ、もう既に住宅が建設された案件でございますので、申請のとおり許可をしていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、許可をすることで決定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、第15号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

これ、28件、。

事務局

では、9ページをお開きください。

議案第15号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、28件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

今回は、利用権の設定のほかに、利用権の移転もでございます。

まず、利用権設定の田は、賃貸借の通年、19,098㎡、使用貸借の通年、16,013㎡、利用権存続期間は、1年、5年、10年、畑は、賃貸借の通年、利用権存続期間は、4年、5年、10年、田と畑の合計は、46,349㎡、貸し手は26戸、借り手は13戸でございます。

利用権移転の田は、7,273㎡、合計も7,273㎡、貸し手は1戸、借り手は1戸でございます。

田と畑の総合計は、53,622㎡、貸し手は27戸、借り手は14戸でございます。

11ページから17ページにかけて総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いします。

議長

ただいま事務局よりご報告をいただき、また。

非常に件数が多いんですが、これに関しまして、皆様方のほうからご意見、ご質問等あればお願いをいたします。

事務局

この件につきまして、内海委員に調査をいただいておりますので。

議長

ただいま事務局のほうからありましたので、内海委員のほうから。

事務局

移転の関係です。

議長

移転の関係ですね。分かりました。

1件の所有権、利用権の移転の関係につきましては、内海委員に調査をお願いしてあるということでございますので、ご報告をください。

すみません、3番の内海委員のほうです。失礼しました。
利用権移転だから……。

事務局 今回初めての移転で、調査をいただきました。

3番委員 3番の内海です。今、表示されているところですね。
これは一応、場所は旧〇の幼稚園から山のほうに200mちょっとぐらいで
すかね。

事務局 番号28になります。

3番委員 28になりますね。途中で区切られていて、その〇の分と〇の分があります
ので、高橋公利委員と内海美津江委員、そして譲受けします〇〇さん、4人で
現地を見ながら協議をして、よろしいですか。

一応、これ田なんですけれども、田んぼですね。田んぼで、本人は、自分の
土地にして、今後、これを家の近くの土地と換えながら、経営の効率化を図り
たいということは第一です。

それで、2、3、4につきまして、十分に条件を満たしているんですけども、
一番協議してもらいたいのは1なんですけれども、本人は、多分田んぼは
作らないということで、作らなくて、ここは中山間の重要な農地区分に入っ
ていまして、今まで耕作されていた方もいますので、その方が引き続きつくと
いうことで、土地はしっかり確保、任されているという。

(「耕作していた人が亡くなったから」の声)

そうですね、すみません。つけ加えます。

耕作していた方は亡くなって、それで譲り渡す方はこちらにいないくて、そし
て昨年亡くなってから作っていた方が、これからもまた作るという意向で、土
地はしっかり管理ということになります。

一番、本人はそれを取得するんですけれども、一応、田んぼは作らない。田
んぼは中山間にちゃんとしっかり事業継承されるように、作る方はいるという
ことで、その辺で協議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明をいただきました。

〇〇さん、案件できた28番の件につきまして、利用権が設定されるという
案件について説明いただいたんですが、何かちょっと事情が複雑気なんですけ
れども、何かございますか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり承認する旨の意見としたいと思いますが、よろしゅ
うございますか。

(「はい」の声)

それでは、続きまして、多分関連が出るかと思いますが、議案第16号農地
利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局 では、18ページをお開きください。

議案第16号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に

よる農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件、5件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

4筆に関して賃貸借でございますが、1番、〇の〇〇の件に関しまして、調査結果を。

〇〇の件ですから、すみません。

原澤章委員からお願いします。

15番委員

15番、〇担当原澤です。

3月2日に、〇〇の〇〇さんのところに行って、お話を伺ってきました。この土地は、県から借りている場所で、公社からの借り直しということで、特別問題はないと思います。調査項目もいろいろありますが、特別な懸案事項はないということでございますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、特に問題ないということでございますので、承認をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

続きまして、2番、〇、〇〇組合、これ、所在が〇でございますので、12番の本多偉男委員にご報告をお願いします。

12番委員

すみません、12番の〇担当の本多と申します。よろしくお願いします。

3月7日の日に、現地のほうを〇〇組合長立会いのもとに確認いたしました。

ここ、ちょっと段差はあるんですけども、一応、3反ぐらいですかね、まとまった場所になりますんで、作業場も大変よくなるんじゃないかなと、にそれだけのまとまったところは、〇でもちょっとないと思いますので、1か所にまとめられるというようなことで、特に問題は生じないというように思います。

本人も大変やる気でいましたので、協議のほうをよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたんですが、この地区は私の担当地区ではございますので、今まで耕作放棄地で、かなりまとまっていて、大変で、耕作地と見つけたら、その組合さんで全部この周辺一括して引き受けていただけると、非常に助かっているような現状でございます。

これについてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特になければ、承認をしたいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

続きまして、これは〇〇の〇〇さんの案件ですが、これは13番の本多通治委員、より報告をお願いします。

13番委員

13番、〇担当の本多通治です。

農用地利用配分計画申請事案の調査結果について報告いたします。

3月5日、現地及び関係者に確認したところ、以下のとおりであります。

調査事項1貸し付け後において、周辺農用地の利用に及ぼすことが見込まれる影響についてですが、関係者は、この農地については初めて農業公社を利用する耕作をするのですが、このことが見込まれることから、影響はないと思われれます。

周辺の農用地、全て適切に耕作して必要な農作業に常時従事する見込み、既に耕作面積があり、専業農家として酪農業に従事しております。

調査事項3、借受希望者への貸付けの適否についてですが、先ほどの調査事項1について触れましたとおり、既に耕作している農家であり、今回は農業公社から借り換えとなるため、適当と思われれます。

その他、想定される懸案事項は特にございません。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

続きまして、4番、〇の〇〇さんの案件ですがこれは、2番の星野委員より調査報告をお願いします。

2番委員

2番、〇地区を担当している星野敏雄です。よろしく申し上げます。

農用地利用配分計画について報告いたします。

3月1日の日に、現地及び関係者に確認したところ、まず、ここの備考欄にありますように、1番から3番の内容について調査いたしました。

まず、1番として、貸付後において、周辺の農地の農業上の利用と見込まれる影響についてですが、関係者は今回初めて農業公社を利用して耕作するというところでございます。それから、作付けが、水田を作付けすることが見込まれるということで、問題はないと思われれます。

それから、調査事項の2番として、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みについてということで調査した結果、3町歩以上の耕作をしているということで、専業農家として常時耕作しているというふうと思われれます。

それから、調査事項の3番として、借受希望者への貸付けの適宜についてはということで、先ほどの調査事項1、2においても述べましたとおりに、既に水田など耕作している専業農家であり、今回、農業公社から借りるということで、適当と思われれます。

その他については、想定される懸案事項は特にございません。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、質問、ご意見等ありま

したら、お願いいたします。

なければ、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

じゃ、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、5番、〇の〇〇さんの案件ですが、星野委員にご報告をお願いいたします。

2番委員

引き続き、〇〇さんが農業公社から借りるということで、調査項目1から4までについて調査したところ、貸付後において周辺の農地の農業上の利用に及ぼすと見込まれる影響についてですが、関係者は以前より農用地を借りておって、今回、農業公社より借り換えるということで、問題はないと思われます。

それから、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みについても、既に果樹及び水田など1町8反以上の耕作面積があり、専業農家として常時耕作しております。

このほかに、〇市の〇等からも借りていますので、実際は5町歩以上あるものと思われます。

それから、3番目として、借受希望者への貸付けの適宜については、先ほどの調査1について述べましたとおり、既に当該農地を借りており、今回、農業公社より借り換えるためということで、適当と思われます。

それから、4番目として、その他想定される懸案事項は特にございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございまして、既に借りている土地を農業公社の機構法に基づく賃貸に対する承認でございます。

皆様方からご質問、ご意見あればお願いいたします。

なければ、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

じゃ、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案17号農地に該当しないことの証明願について、事務局よりお願いいたします。

事務局

23ページをお開き下さい。

議案第17号農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、証明願を求める2か所について、事務局より報告をいただきました。

たが、まず、1番、〇の件につきまして、担当でございます今井委員より報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井育男です。地域は〇を担当させていただいております。

まず、農地に該当しないことの証明願についてですけれども、この間、2日の日に現地に調査行ってまいりました。

本当に、現地を見させてもらって、あれなんですけれども、場所については、本当によく出てくる会社があるんですけれども、〇〇はよく分かっていると思うんですけれども、皆さん、去年、皆さんに見てもらった件が1件あったけなんですけれども、その坂をずっと上り詰めて行ったところの一番頂上のところなんですけれども、その道路沿い、〇線の隣接なんですけれども、そのところで、面積が886平米ということで、そんなにうんと広いところじゃないんですけれども、そこに18年12月頃よりと書いてあるんですけれども、現地行ってみたら、もと、そこは飼育場をやった関係で、全部桑園になったと思うんですけれども、もう桑の木がほとんどありません。櫛の木、杉の木でほとんど覆われちゃって、枯れちゃったと思うんですけれども、跡形もないような状態で、本当に木も、〇〇さんが相続をしたのが18年12月ということで、ここにこう記載されていると思うんですけれども、それ以前から放置されたままの状態だったと思うんですけれども、とにかく櫛の木と、今写っていますけれども、杉の木、これ、25年から30年ぐらいたっているんじゃないかと思うんですけれども、本当に農地に復元するのは難しい土地であると判断してまいりました。

そこで、本当に懸案事項なんですけれども、この件はどうにもならないだろうと、そういうようなことで、特にありませんので、ご審議のほどお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございます。

何か、もともとは桑園だったようなことでございますが、皆様方からご意見、ご質問あればお願いいたします。

なければ、農地に該当しないことの証明を出したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、2番、〇の〇。〇担当の星野榮一委員よりご報告をお願いいたします。

9番委員

9番、星野です。

農地に該当しないことの証明願ということで、3月2日に、事務局とともに現地の状況確認を行いました。

場所は、〇温泉に入って行って、左に、ペンションとかあるんですが、〇の入る手前100mぐらいの道路の左側です。

北東側というんですかね、そこは20mぐらい、平らに見えますけれども、そこ、すごい、50度ぐらいある傾斜地の下ということなんです。それが、また左側は川がありまして、そこは10m位ある崖、崖の上といいますか、というよ

うな状況です。

戦後数年は耕作もしていたようですが、現状ですと70年から耕作放棄地ということでして、山林化しております。

40cmから雑木が数本、それから、写真であるように孟宗竹も進出していますので、20mからなる傾斜の下なので、重機とかトラクターとか、そういったものが入り込める道路とか、そういったものはありません。

ですから、状況から確認して、農地としての利用は特に困難であるというふうに判断してまいりましたので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、この案件に関しまして質問等ございましたらお願いいたします。

現状、かなり農地の利用は困難な場所かと思われま。

特に質問、ご意見なければ、申請のとおり証明を出したいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

(「はい」の声)

そのように決定をさせていただきます。

これで審議案件は終わり、次に、協議・報告事項に移りたいと思ひます。

まず最初に、農地法第18条第6項の規定による通知について、お願いいたします。

事務局

そうしましたら、25ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上であります。

議長

ただいまのご報告をいただきました。

いずれも、耕作ができなくなったことに伴う解約の届出でございます。届出のとおり受理をしたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

(「はい」の声)

そのように決定させていただきます。

続きまして、協議事項2の農地台帳への登載の申請についてでございます。

よろしくお願ひします。

事務局

26ページをご覧ください。

協議・報告事項(2)農地台帳登載に係る取扱いについて、農地台帳に登録される農地の確認をお願いいたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

これにつきましては、先ほど農地配分計画で〇〇さんのほうに を通じて貸し付けるといふような形で処理をさせていただいておるんですが、過去に占有を受けて、一時的に一度譲渡して使われた経緯がありまして、農地台帳から今現在落ちておりました。

ですが、その後、〇〇さんのほうで、相対でちょっと話をした中で、耕作と

いうんですか、採草放牧地として、牧草地として作られたというようなことで、これにつきましては、3月2日付で地元委員の本多通治さんと現地を確認させていただきましたので、通治さんのほうから一言、ちょっと調査の内容を確認していただければというふうに思います。

よろしくをお願いします。

議長 そうすれば、この件に関しまして、本多通治委員に現地調査を確認していただいたということでございますので、ご報告をお願いいたします。

13番委員 13番、〇担当の本多通治です。
農地非該当についてですが、現地はよく管理されています。荒廃農地ではありません。
周りは全て農地であり、農地としたほうがよいと思われます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま報告をいただいたんですが、農地として管理して、既に先ほどの許可の案件の中で、農地として活用されることも決定をしておりますので、このまま、このとおり受理をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
そうすれば、以上で協議事項を終わりにして、その他に事務局よりありましたら、お願いします。

事務局 お世話になります。
今年度最後の総会ということで、お疲れさまでした。
それで、今月の月末、25日ぐらいを予定に、皆さんの口座のほうに報酬を振り込ませていただきますので、ご確認をよろしくお願いいたします。改めまして、その明細書等は郵送で送らせていただきますので、ご確認をお願いいたします。
それだからというわけではないんですが、このところ、ちょっと慶弔の関係で、集金等も発生していることがございまして、4月に入りましたら、皆さんの後2年間の任期の間分ということで、1万円ほど徴収をさせていただいて、お預かりをさせていただきたいと思っておりますので、できれば、農業委員さんの皆さんは4月10日のときに、4月中で結構ですので、ご都合のよろしいときに、申し訳ないんですが、1万円を現金でお預かりさせていただきたいと思っております。ご了承くださいませ。
それと、次回、4月10日なんですけれども、その日をめどにといいいますか、活動記録簿もご記入をいただいていると思っておりますので、次回のときに活動記録簿もお預かりできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局のほうから、慶弔事項について、新年度4月に2か年分として1万円をお預かりしたいとお願いと、それから今年度の記録につきまして、4月10日のときに活動記録を記載をして、提出をお願いをしたいという依頼がありましたので、よろしくお願いいたします。
ほかに何か。

事務局

もう1点よろしいですか。

皆さんの机の上に、資料、ホチキスどめの白黒の大きな数字の4と書かれたもの、農業者年金の関係の資料でございます。

前回の研修でお世話になりまして、ありがとうございました。その際、内海委員のほうから質問が出されまして、その回答というほどのものではないんですが、資料を用意させていただきました。

まずは、運用益についてのご質問があったかと思しますので、この大きな4というのをはぐっていただくと、後ろに表がありまして、平成14年度からこの新制度が始まりまして、29年度までしかここは載っていないんですけども、29年度の間の中で、このような利回りの推移をしていて、平均的には二十八、九%であるということのようです。

こちらの詳細、細かい本当のプロの試算につきましては、基金のホームページとかにもございますし、さらに欲しいという方は、申し出ていただければ用意させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、その隣のページのところには、国の補助を受けて、政策支援金を受けて年金をかけた方はどのように受け取るかというところの部分で、四角の表が、四角で左から右に流れている図があるかと思うんですが、上の段の四角が普通の保険料を納めてくださった方の流れで、その下の段にありますのが、国庫補助を受けた方の受給のイメージということでございます。

経営継承をすると、その部分が特例給付として頂けるということで、経営継承については、じゃ、どういうことがあるのかといったところで、また1枚はぐっていただいて、わかりやすいのはもう1枚、ページがなくて申し訳ないんですが、頭に3の1の1、経営継承とはと書かれて、下に男の人の漫画の絵があるページなんですけれども、そのところが一番わかりやすくなっているかと思しますので、後継者に引き継ぐということと、あと、その後継者といいましても、第三者継承というのもありまして、そういったこともできるということで、要するに、もう自分が農業を営む者でなくなるということが大前提の条件ということのようです。

このところを見ていただいて、さらにその隣のページにつきましては、保険料をどのくらいかけるかということで、真ん中の辺に政策支援金の金額のことが載ってましたので、さらにそれをはぐると、一番最後のページになるんですけども、国庫補助を受ける人たちの納付金額、それはどのような額になるかというイメージの表が載ってまして、おおむね35歳未満の方が1万円で、国庫補助が1万円というのが一番多いパターンではないかと思われます。

35歳以上になると1万2,000円で、6,000円の国庫補助があるというイメージの図になっております。

経営継承というところの部分が、先ほどの表、四角い絵にありましたとおり、そのままシフトで受給される、受給できるというイメージになるということのようです。

以上でございます。

議長

ご説明をいただいたんですが、後でよくお読みいただいて、頭の中に入れていただきたいと思います。

ほかに、なければ以上で議事を全部終了したいと思います。

閉 会

お疲れさまでした。

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時49分〕